

地域の会前回定例会以降の動き

令和8年6月3日
新潟県防災局原子力安全対策課

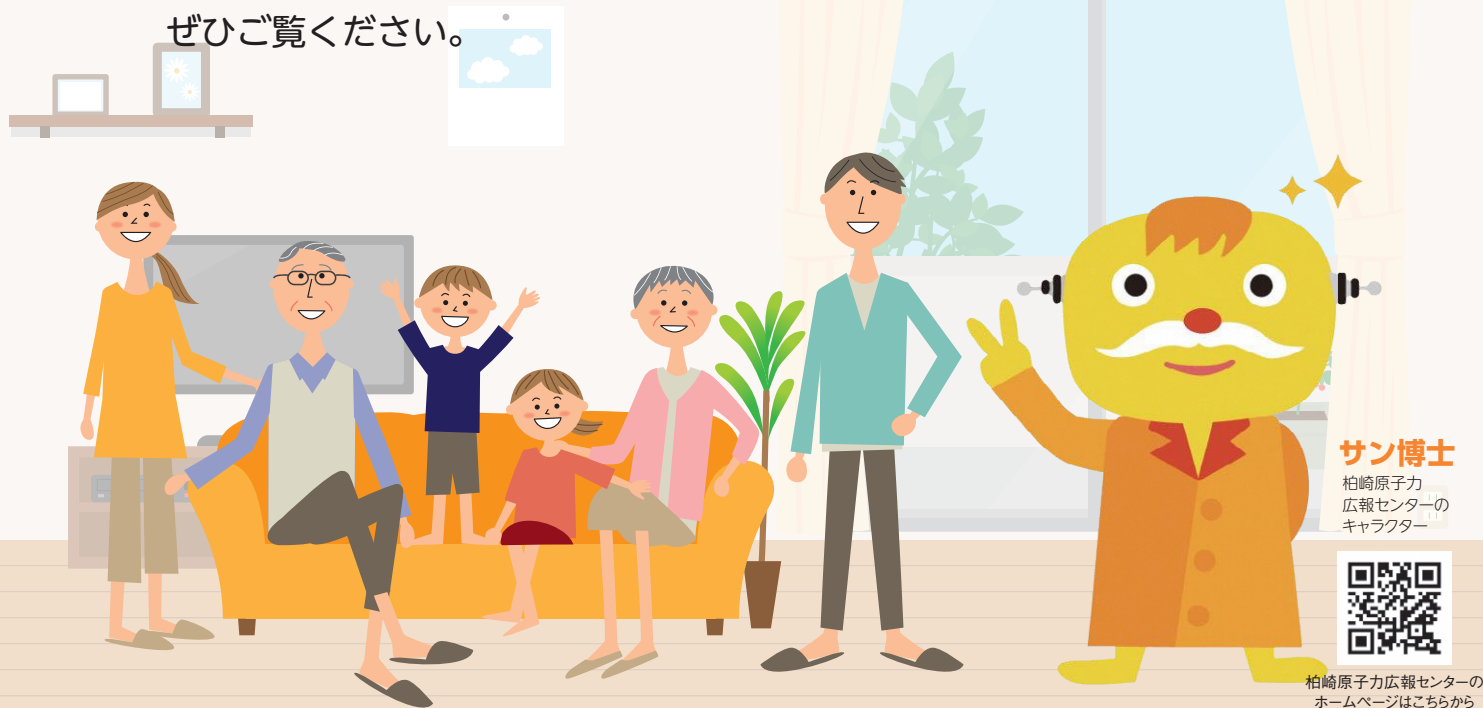
1 安全協定に基づく状況確認

安全協定に基づく状況確認は、5月13日（水）の前回道例会以降、実施していません。

なお、6月5日（金）に1年間の運転状況や検査の実施状況を確認するための年間状況確認を実施する予定であるほか、別途月例状況確認も実施予定です。（日程調整中）

柏崎刈羽原子力発電所って どうなってるの？

原子力発電所の安全対策・防災対策の現状を分かりやすくまとめました。
ぜひご覧ください。



サン博士
柏崎原子力
広報センターの
キャラクター



柏崎原子力広報センターの
ホームページはこちらから

— 福島第一原発事故等を踏まえて大きく変わった知っておきたいポイント！ —

Check

原子力発電所の安全対策

稼働にあたっては、従来の設備の強化、
炉心損傷(シビアアクシデント)、テロなどへの
新たな対策が求められています。



自然災害への対応の強化や
設備の多重化・多様化などが
図られています。

👍 P4,5へ

Check

原子力防災対策

事前対策する地域の拡大や、避難先などを
事前に準備することになりました。



発電所から半径概ね 30km 圏内が
対象となり、地域毎に何を使って
どこに避難するかを決めています。

👍 P6,7へ

平時からの備えが大切 (ダウンロードはこちらから)

県が提供している
アプリ覧はこちら



New!

～避難時の受付がスムーズに～
新潟県避難所アプリが
できました。



iOS

Android

防災対策に
ご利用ください

●目次

- P2～ 福島第一原発の事故はなぜ起きたの？
- P4～ 柏崎刈羽原子力発電所の安全対策を教えてください
- P6～ 事故に備えた防災対策はどうなってるの？
- P8～ 屋内退避についてのよくある質問

令和 8 年 3 月発行

福島第一原発の事故はなぜ起きたの？

安全対策編

原子力発電所の安全対策は、原子炉内の核分裂を **止める**、原子炉を **冷やす**、放射性物質を **閉じ込める** という考え方で、様々な対策が取られていました。

? それなのにどうして事故が起きたの？

平成 23 年の東北地方太平洋沖地震発生時、福島第一原発では、運転中の原子炉は、すべて自動停止し「止める」ことができました。しかし、地震や津波などにより電源や冷却設備を失い、「冷やす」こと、「閉じ込める」ことができなくなりました。その結果、水素爆発や放射性物質の大量放出などが起こったのです。



? 被災した他の原子力発電所はどうだったの？

福島第二原発、女川原発、東海第二原発では、地震や津波の被害はありましたが、原子炉を「止める」ことと、「冷やす」ことはできました。そのため放射性物質を「閉じ込める」ことができ、事故には至りませんでした。



	止める	冷やす・閉じ込める
福島第一 1～3号機 (4～6号機は停止中)	地震を検知して核分裂を制御する制御棒が自動的に挿入	地震、津波などにより ・電源を失う ・注水、除熱用ポンプ等設備が使えなくなる
福島第二 (全4基) 女川 (全3基) 東海第二 (全1基)		原子炉が高温になり 原子炉や格納容器が損傷 ・水素爆発 ・放射性物質の大量放出
		電源や設備を使うことができたため、「冷やす」「閉じ込める」機能は維持(一部は使用不可)

防災対策編

? 周辺に住んでいる人たちはどうしたの？

当時の避難計画では、原発から半径10km圏の住民の避難を想定していました。しかし、原発の状況が悪化するにつれて、避難指示の範囲は最大で半径20km圏に拡大しました。



? 避難時に問題は起こらなかったの？

避難指示の範囲が拡大したことで、住民は何度も避難を行うなど、大きな負担になるとともに、受入先の調整も困難となりました。また、入院患者などは、あらかじめ避難先や移動手段を決めていなかったため、避難は困難を極めました。このような中、確保した避難先や移動手段も、患者などに適したものではありませんでした。



●安定ヨウ素剤は、国の指示により、県や市町村が住民に配布や服用を指示することとされていましたが、国の指示のタイミングが適切ではありませんでした。

P4～5では、柏崎刈羽原子力発電所の主な安全対策を解説します。

1. 自然災害に備える
2. 津波による浸水を防ぐ
3. 電源を絶やさない
4. 原子炉を冷やし続ける
5. 放射性物質の放出を抑制する
6. 重大事故を想定した訓練の実施

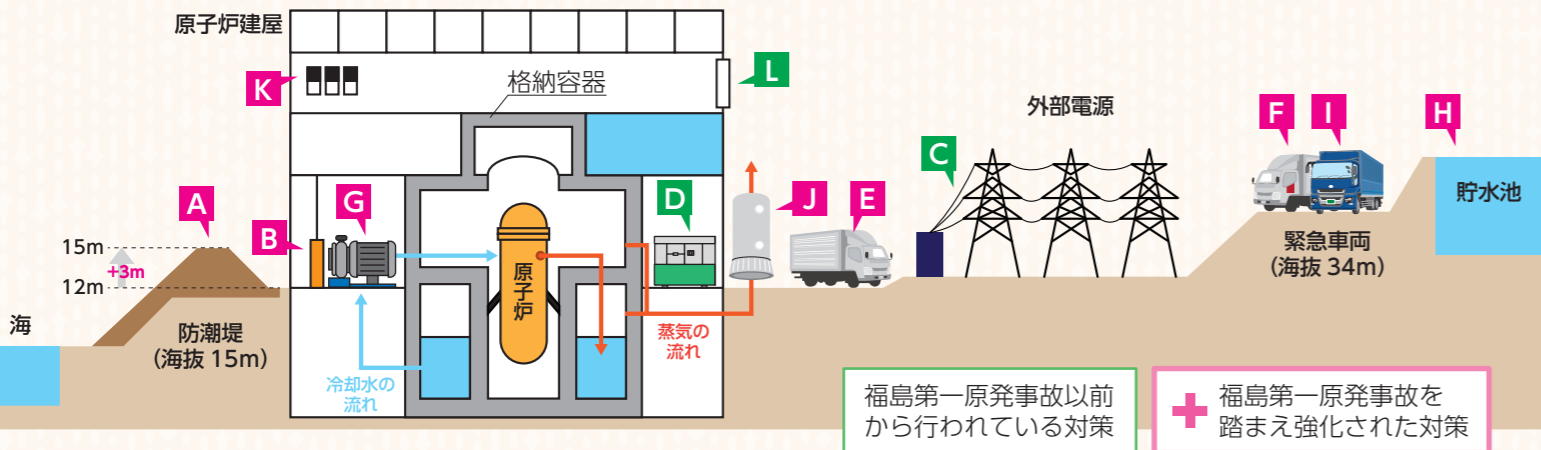


P6～7では、原子力発電所の事故に備えた主な防災対策を解説します。

1. 防災対策を充実すべき区域を拡大
2. 避難手段の確保
3. 避難路の確保
4. 放射線防護対策施設の整備
5. 安定ヨウ素剤の事前配布・備蓄

柏崎刈羽原子力発電所の安全 対策を教えて 主に6,7号機で行われている対策

従来の設備の強化や新たな設備の設置により、多重化・多様化されています。
津波対策や竜巻対策など、自然災害への対応の強化がなされています。

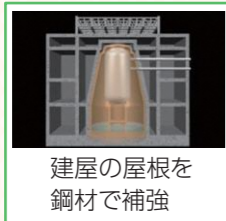


福島第一原発事故以前から行われている対策 **+** 福島第一原発事故を踏まえ強化された対策

1. 自然災害に備える



配管等の支えを追加



建屋の屋根を鋼材で補強



+ 防火帯の設置 (延焼防止)



+ 緊急車両の固定 (竜巻対策)

中越沖地震を受け、建屋や配管等の耐震強化を行っています。

森林火災や竜巻など、様々な自然災害について対策を行っています。



2. 津波による浸水を防ぐ



敷地高さ海拔12m (6,7号機)



+ 盛り土3m

7~8mの津波想定に対し、15mの防潮堤を設置しています。



+ 水密扉



+ 配管貫通部 止水処理

重要設備のある部屋に水密扉を追加するとともに、配管が貫通する壁などに止水処理をしています。

3. 電源を絶やさない



外部電源



+ 送電線を所内へ引き込む部分の耐震強化

外部電源を複数回線確保するとともに、設備の耐震強化を行っています。



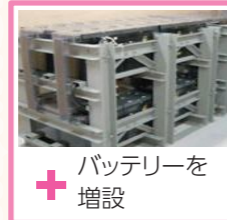
非常用ディーゼル発電機(各号機3台)



+ ガスタービン発電機(4台)



+ 電源車(20台)



+ バッテリーを増設



+ 直流電源の給電車(1台)

可搬型の電源などを追加し、多様な電源を確保するとともに、発電所内に分散配置しています。

4. 原子炉を冷やし続ける

原子炉を「冷やす」機能を多重化・多様化しています。

水で冷やす<注水>



非常用炉心冷却装置 (電源・設備の多重化・3系統)



+ 高圧代替注水ポンプ (制御電源不要)

水を確保する<水源>



+ 貯水池(約20,000t) 復水貯蔵槽(約1,700t)

原子炉の熱を外へ逃がす<除熱>



残留熱除去設備 (各号機3台)



+ 代替熱交換器車

5. 放射性物質の放出を抑制する

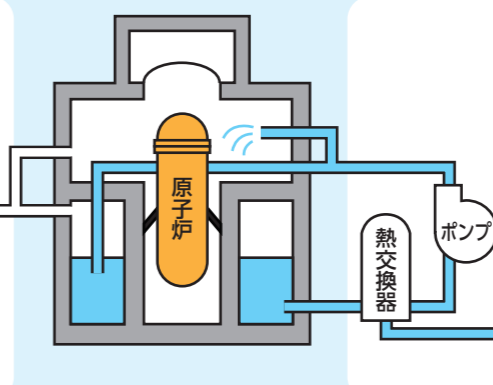
格納容器の破損による放射性物質の大量放出を防ぐための機能を強化しています。

格納容器破損防止対策



+ フィルタベント設備

格納容器内の蒸気をフィルタを通して大気へ放出する設備。これにより、ヨウ素は1/50以下、セシウム等の粒子は1/1000以下まで低減して放出します。



+ 代替循環冷却設備

車両等の可搬型設備により、格納容器内を冷却し、炉心損傷が起こった場合でも、放射性物質の放出を少なくとも7日間遅らせることができると評価されています。

水素爆発防止・原子炉建屋破損防止対策



+ 水素処理設備

発生した水素を、電源不要で水に戻す設備を追加しています。



ブローアウトパネル



+ 強制開放装置を追加

原子炉建屋内の圧力が高くなった場合に自動的に開放され、圧力を逃がす設備。水素が処理しきれない場合には強制的に開放し、水素を排出するためにも用いられます。

6. 重大事故を想定した訓練の実施



シミュレータ訓練



+ 電源復旧訓練



+ 代替熱交換器車接続訓練



+ ガレキ撤去訓練

従来の訓練に加え、福島第一原発事故を踏まえ、様々な事態を想定した訓練を行っています。

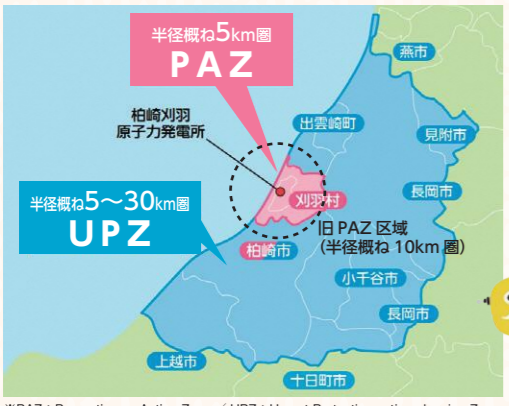
この他にも、さらなる電源・冷却設備の設置などにより、テロリズムへのバックアップ対策が進められています。



事故に備えた防災対策は どうなってるの？

福島第一原発事故の教訓等を踏まえ防災対策を充実すべき区域が拡大されました。事故対策する地域の拡大や、避難先などを事前に準備することになりました。

1. 防災対策を充実すべき区域を拡大



発電所から「半径概ね10km圏」を「半径概ね30km圏」に拡大

原子力災害時には、国や自治体の指示に基づき避難等を行います。

PAZ 半径概ね 5km 圏	放射性物質が放出される前に避難を実施 柏崎市 (高浜地区、荒浜地区、松波地区、西中通地区、中通地区、南部地区、二田地区)、刈羽村
UPZ 半径概ね 5～30km 圏	まずは屋内に退避し、放出の状況によって避難等を実施 柏崎市の一部 (PAZ 以外の全ての地区)、長岡市 (栃尾地域を除く)、小千谷市、十日町市の一部、見附市、燕市の一部、上越市の一部、出雲崎町

UPZ 外の地域の方は、必要に応じて UPZ と同様の対応を実施します。

避難等は事故の状況や発電所からの距離に応じて段階的に実施します。避難指示等の情報はホームページ、テレビやラジオなどで提供します。

原子力災害が起こったら、いつ、何をすればいいの？

国や県、市町村の指示のもと、屋内退避や 30 km 圏外の市町村への避難を行います。PAZ・UPZ 市町村では、「いつ」「どこに避難するか」といった内容をまとめたガイドブック等を作成してお知らせしています。

ガイドブック情報のホームページへ

2. 避難手段の確保

自家用車で避難できない人はどうするの？

県は、県バス協会や県ハイヤー・タクシー協会等と協力協定に基づいて、避難に必要な車両を確保します。不足する場合は、国（自衛隊）や隣県などに要請し、確保します。

バスによる避難 福祉車両による避難

3. 避難路の確保

地震や大雪で、どの避難経路も使えない場合はどうするの？

どの避難経路も使えない場合は、自衛隊等の協力により、除雪や道路の復旧作業などを行うとともに、ヘリコプターや船などの手段を使い避難を行います。

自衛隊による道路除雪訓練 ヘリコプターによる住民避難

4. 放射線防護対策施設の整備

放射線防護対策施設ってなに？

気密性を高めた建物に、放射性物質を除去するフィルタを通した外気を取り込むことで、気圧を高め、放射性物質の流入を防ぎます。

陽圧化 外気中の放射性物質の除去 外気 送風機 気圧を高める装置 (陽圧化装置)

健康リスクが高まる人もすぐに避難した方が良いの？

福島第一原発事故では、長時間の無理な移動と避難により、入院患者などが亡くなる事態が発生しました。このため、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設でとどまることとなりました（屋内退避）。

5. 安定ヨウ素剤の事前配布・備蓄

安定ヨウ素剤はすぐに飲んだ方が良いの？

効果を十分に得るためには、適切なタイミングで服用することが重要です。国や自治体の指示に従って、服用してください。

- 国、県、PAZ・UPZ 市町村が備蓄しており、災害時に配布します。（UPZ 外については、必要に応じて国の備蓄などを配布します。）
- PAZ・UPZ では希望者に事前配布しています。

安定ヨウ素剤ってどんなもの？

放射性でないヨウ素を丸剤にしたものです。また、丸剤の服用が難しい人のため、ゼリー状のものも用意しています。

丸剤 ゼリー剤

TOPIC!! 自然災害により強い道路の整備を進めています

- ☑ 原子力災害時の避難が円滑に実施できるよう、国と連携し、**今ある道路を地震や大雪などの自然災害に対してより強くするための整備**を行っています。
- ☑ 現在、当面優先すべきものとして、**原発から6方向へ放射状に避難するための道路で整備**を進めています。

整備の内容や現在の状況は、こちらのホームページで確認できます



屋内退避についてのよくある質問



そもそも、屋内退避ってなに？

屋内退避とは、事故により放射性物質が放出される前に、自宅や公共施設などの建物にとどまることで、これにより被ばくを低減します。
なお、食料や飲料水、生活必需品の入手など、生活を維持するために最低限必要な外出はできます。



すぐに逃げた方が安全じゃないの？

渋滞やパニックに伴う事故等の可能性から、入院患者などの避難にはリスクを伴います。このことは福島第一原発事故の教訓です。
(福島事故時の状況は P3 へ)

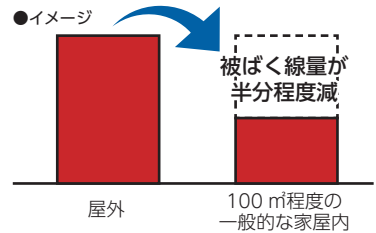


💡ご存じ
ですか？



国では屋内退避することで、**被ばく線量***が半分程度に低減されるとしています。

* 内部被ばくと外部被ばくの合計
出典：原子力規制庁「屋内退避の運用について」に一部追記



県では被ばく線量シミュレーションを行い、避難や屋内退避をすることで被ばく量を抑えられることを確認しています。

県被ばく線量シミュレーション結果のホームページへ



自宅が壊れたり、壊れそうな時はどこで屋内退避すればいいの？

自然災害のため指定されている近隣の避難所などで屋内退避をしてください。
県では、指定避難所のうち PAZ・UPZ 内の学校体育館等で一定の期間、屋内退避を行うための対策として、体育館の空調等の整備を進めています。



TOPIC!! 学校体育館における屋内退避環境整備

令和 8 年度から 5 年間に 50 か所程度の PAZ・UPZ 内の学校体育館等で、屋内退避のための環境整備を行う予定です。

内循環式空調

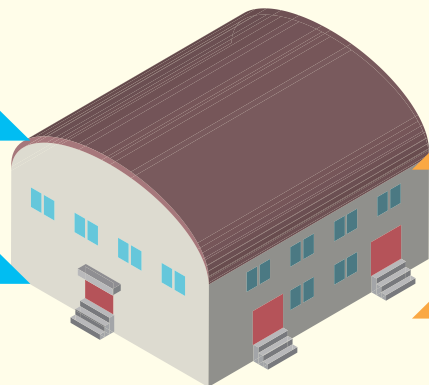
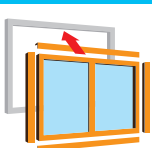
内循環式の空調により、放射性物質の流入を防止



気密性向上

窓枠等の補強や、外壁や屋根等へのカバーの設置

体育館



施設により以下の整備も行います。

+ 非常用発電

商用電源喪失に備えた電源設備



+ 陽圧機能

屋内の気圧を高め、放射性物質の流入を低減



リーフレット「柏崎刈羽原子力発電所ってどうなってるの？」について

1 目的等

- ・ 令和7年9月に実施した「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題に関する県民意識調査」の結果、国、県、市町村が周知してきた柏崎刈羽原発の安全対策や事故に備えた防災対策について、十分認知されていない状況が明らかになりました。
- ・ この結果を受け、福島第一原発事故等を踏まえて安全対策や防災対策がどのように変わったのかという点や、県や市町村が実施している対策のポイント等について、県民の皆様に分かりやすくお知らせすることを目的として、リーフレットを作成しました。
- ・ より多くの皆様に手に取っていただけるよう、対話形式で解説する構成としたほか、イラストや写真を多く取り入れるなどしています。

2 発行部数

140万部（市町村を通じた県内各戸への配布 約91万部、新聞折込 約46万部 ほか）

3 周知・配布のスケジュール

- 3月13日 リーフレット（PDF）を県ホームページに掲載、報道発表
- 15日 リーフレットの内容や、配布を行うことについてWeb広報開始
（～5月1日）
- 20日 配布を行うことについての広告を雑誌に掲載（CARREL）
- 25日 市町村を通じて県内各戸に配布開始
配布を行うことについての広告を雑誌に掲載（月刊にいがた、月刊新潟
Komachi）
- 29日 新聞折込で配布（新潟日報、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、
日本経済新聞）
- 4月30日 県ホームページを更新し、リーフレットの内容について、より詳しく知っ
ていただけるよう、福島第一原発事故や、柏崎刈羽原発の安全対策・防災対
策に関するリンク集を掲載（別紙）

柏崎刈羽原子力発電所の安全対策・防災対策の現状をまとめたリーフレットを作成しました（4月30日更新）

ページ番号：0805849 更新日：2026年4月30日更新

県では、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策・防災対策の現状を分かりやすくまとめたリーフレットを作成しました。3月29日に新聞折込を行ったほか、3月下旬から5月にかけて県内の各戸に順次配布しています。

（4月30日更新：ページ下部に、リーフレットの内容について、より詳しく知っていただけるようリンク集を作成しました。）



○Webでもリーフレットをご覧いただけます

[リーフレット（デジタル版）はこちら](#)<外部リンク>

[ダウンロードはこちら](#) [PDFファイル/4.28MB]

○音声でもリーフレットの内容をお聴きいただけます

[リーフレット（音声版）はこちら](#) [その他のファイル/29.99MB]

もっと知りたい安全対策・防災対策

リーフレットでは、より多くの皆さまに手に取っていただくため、安全対策・防災対策のポイントを分かりやすくご紹介しています。

このたび、リーフレットの内容について、より詳しく知っていただけるようリンク集を作成しましたので、ご覧ください。

本項目の内容は、随時更新してまいります。

もっと知りたい"福島第一原発の事故はなぜ起きたの？"

リーフレットp.2の内容についてより詳しく知りたい方へ

■ 福島第一原発事故 について

○[環境省 放射線による健康影響等に関する統一な基礎資料（令和7年版）第6章 事故の状況](#)<外部リンク>

事故の状況や概要などを説明しています。

○[一般財団法人 日本原子力文化財団 原子力総合パンフレット2026年版 4章 原子力発電所の廃止措置に向けた取り組み 福島第一原子力発電所事故の概要と教訓](#)<外部リンク>

電源や原子炉を「冷やす」設備の被害など事故当時の発電所の状況や、事故から得られた教訓と対策などを説明しています。

リーフレットp.3の内容についてより詳しく知りたい方へ

■ 福島第一原発事故による避難区域の変遷 について

- [福島県 ふくしま復興情報ポータルサイト 避難区域の変遷について一解説](#)＜外部リンク＞
事故発生直後から現在までの避難区域の変遷について説明しています。

もっと知りたい"柏崎刈羽原子力発電所の安全対策を教えて"

リーフレットp.4-5の内容についてより詳しく知りたい方へ

■ 柏崎刈羽原発の安全対策 について

- [東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 安全対策](#)＜外部リンク＞
福島第一原発事故を踏まえた東京電力の安全対策などを写真付きで紹介しています。
- 福島第一原発事故などを踏まえた新規制基準 について
- [原子力規制委員会 実用発電用原子炉に係る新規制基準について（概要）](#)＜外部リンク＞
安全対策に関する国の基準の概要について説明しています。
- [一般社団法人日本原子力文化財団 エネ百科 解説 ここが知りたい！新規制基準Q&A](#)＜外部リンク＞
安全対策に関する国の基準について一問一答形式で説明しています。

もっと知りたい"事故に備えた防災対策はどうなっているの？"

リーフレットp.6-8の内容についてより詳しく知りたい方へ

■ 事故に備えた防災対策全般 について

- [内閣府 「！サクッと解説！原子力防災」（動画）](#)＜外部リンク＞
被ばくとは何かや、いつ避難などの行動をとるのかなど、それぞれ1～2分程度の動画で説明しています。
- [内閣府 柏崎刈羽地域の緊急時対応（全体版）その1](#)＜外部リンク＞
柏崎刈羽原発で原子力災害が発生した場合の、県・市町村の避難計画や国の対応などを取りまとめたものです。
- [内閣府 柏崎刈羽地域の緊急時対応に係るQ&A集](#)＜外部リンク＞
「柏崎刈羽地域の緊急時対応」の内容について、一問一答形式で説明しています。

■ 防災対策を充実すべき区域の拡大 について

- [新潟県 原子力発電所事故に備えるための基礎知識](#)
PAZ・UPZにお住まいの方向けに、原子力災害時の行動などについて説明しています。
[PAZ・UPZ市町村が作成した原子力防災についてのガイドブックもこちらからご覧になれます。](#)

■ 避難手段・避難路の確保 について

- [新潟県 原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備](#)
複合災害に備えた避難路の改良や耐震補強などの整備状況を掲載しています。

■ 放射線防護対策施設の整備 について

- [内閣府 柏崎刈羽地域の緊急時対応（全体版）その2](#)＜外部リンク＞
避難により健康リスクが高まる人が屋内退避する、放射線防護対策施設の一覧を掲載しています。

■ 安定ヨウ素剤の事前配布・備蓄 について

- [新潟県【新潟県／安定ヨウ素剤】事前配布に関するトップページ](#)
安定ヨウ素剤や、事前配布・受け取り方法を説明しています。

■ 屋内退避 について

- [原子力規制庁 原子力災害対策指針に関するQ&A（屋内退避編）](#)＜外部リンク＞
屋内退避の効果や注意点などを、一問一答形式で説明しています。
- [新潟県 被ばく線量シミュレーションの結果について（概要）](#)
柏崎刈羽原発で事故があった場合の被ばく線量のシミュレーションの結果を掲載しています。
シミュレーション結果の[説明動画はこちらからご覧になれます。](#)＜外部リンク＞

[報道発表資料はこちら \[PDFファイル/77KB\]](#)

このページに関するお問い合わせ

[防災局 原子力安全対策課](#)

原子力安全対策係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎2階

Tel：025-282-1696 [メールでのお問い合わせはこちら](#)

「地域の会」委員質問への回答

〈本間委員〉

質問1 (P2) それなのにどうして事故が起きたの？

安全対策の最初に・・・様々な対策が取られていました。それなのにどうして事故が起きたの？と記載があるが、「冷やす、閉じ込める」の対策が不十分だったから事故に至ったのではないか？

「様々な対策が取られていました。」はずなのに、事故が起きたのは

- ・津波の可能性を指摘されながら対応せず、津波に襲われたから。
- ・外部電源が失われた時の対策を十分にとってなかったから
- ・津波の警告があるのに、非常用電源を低い位置に置いたままだったから
- ・冷却水を失ったときの対策が全く不十分だったから
- ・所長以下の操作員が十分な対策に熟知していなかったから 等々いわれているが
- ・その結果、メルトダウンが起き、知ってか知らずかメルトダウンが起きたことを認めず、十分な対策が取れなかったことで事態が悪化したのではないか？

上げたらきりが無いが、リーフレットでは「事故が起きたのは（冷やし閉じ込めることができなくなったのは）何故ですか」という問いに、「冷やし閉じ込めることができなくなったからです」ということしか言っていない。全く答えになっていない。

なぜ事故が重大な事態に至ったと考えられる真の理由や、メルトダウンが起きたのに認めなかった事について、きちんと記載しないのか？

また、メルトダウンは新潟県の検証委員会での解明で東電も認めたものであり、ある種新潟県の手柄であるのに、なぜそのことを記載しないのか？

回 答

（福島第一原発事故の原因や、メルトダウンに関する記載について）

本リーフレットは、昨年9月に行った県民意識調査において、柏崎刈羽原発の安全対策や事故に備えた防災対策について、県民に十分認知されていない状況が明らかになったことから、福島第一原発事故等を踏まえ、安全対策や防災対策がどのように強化されたのか等を分かりやすくご紹介するために作成したものです。

より多くの皆さまに手に取っていただけるよう、福島第一原発事故等を踏まえて大きく変わった柏崎刈羽原発の安全対策・防災対策のポイントを記載しています。

安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っ

ていただくきっかけにさせていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、福島第一原発事故の原因については、地震や津波により「冷やす」「閉じ込める」機能が失われ、重大な事故に至った旨を端的に記載しています。

一方で、リーフレットをきっかけとして、より詳しく知りたい方に詳細な情報をお届けすることも重要と考えていることから、リーフレットに記載した内容について、より詳しく知っていただけるリンク集「もっと知りたい安全対策・防災対策」を県ホームページに設けており（4月30日公開）、今後も随時更新することとしています。

また、メルトダウンに関するご指摘については、東京電力が「メルトダウン」や「炉心溶融」などの言葉を使用しなかった経緯等を技術委員会や東京電力HD・新潟県合同検証委員会において検証し、各報告書を県ホームページ※に掲載しています。

※（技術委員会の報告書）

- 福島第一原子力発電所事故の検証 P36～40

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/300586.pdf>

- 福島第一原子力発電所事故の検証（参考資料10） P221～224

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/300589.pdf>

（東京電力HD・新潟県合同検証委員会の報告書）

- 東京電力HD・新潟県合同検証委員会 検証結果報告書

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/38274.pdf>

質問2 (P3) 周辺に住んでいる人たちはどうしたの？

避難の範囲を最大 20 kmとしていることについて明らかな誤りであると、4月8日の地域の会でも質問したが、県の回答は要領を得ない。8日の県の回答では「住民避難との関連に限れば」と言いたいようだが、詭弁もひどすぎるし、県の主張の内容が理解できない。

- ・県としては飯館村は避難範囲に入っていないという認識なのか？
- ・他の団体の質問に、「初期の段階での話に限った」ような返答をしているようだが、初期の段階とはいつの時点を指すのか。
- ・避難計画が 30 km までなので、40km 以上まで避難していることを隠蔽したかったのではないか？

回答

(飯館村の避難範囲に関する認識について)

飯館村は、平成 23 年 4 月 22 日に、計画的避難区域（事故発生から 1 年以内に積算線量が 20 ミリシーベルト (mSv) に達するおそれがあるため、住民等に概ね 1 か月を目途に別の場所に計画的な避難を求める区域) に指定されており、避難範囲に入っているものと承知しています。

(初期の段階について)

リーフレット 3 ページ上段において「原発の状況が悪化するにつれて、避難指示の範囲は最大で半径 20km 圏に拡大しました。」と記載した趣旨は、6～7 ページにおいて紹介している防災対策を充実すべき区域の拡大など福島第一原発事故の教訓を踏まえて大きく変わった対策の主な背景が、福島第一原発の状況が悪化していた事故発生からおおむね 1 か月の間に起きたことから、その期間を念頭にしたものです。

福島第一原発の状況については、平成 23 年 4 月 11 日、枝野官房長官 (当時) が「発電所の事故の状況が、(中略) 最初の数日間あるいは 1 週間程度の状況と比べては、相対的には安定の方向に向かっている」と発言しているところです。

○ 震災直後の避難指示及び避難区域の状況（福島県ホームページ ふくしま復興情報ポータルサイト）

Q 設問3. 避難指示区域はどのように変わっていったの？

A Ⅰ （「避難指示区域はどのように変わっていったの？」 その1）

まず、震災が起こったとき、福島第一原子力発電所では3つの原子炉が自動で止まったんだけど、津波で原子炉を冷やす機械が動かなくなって、原子炉が壊れて中の放射性物質が外に漏れ出るおそれが出てきたんだ。だから、国や県では近くに住む人たちに“避難指示”や“屋内退避指示”を出したんだよ。

● 震災直後の避難指示

平成23年3月11日	19時03分	福島第一	原子力緊急事態宣言発令
	20時50分	福島第一	県が半径2km圏内に避難指示
	21時23分	福島第一	国が半径3km圏内に避難指示
			国が半径10km圏内に屋内退避指示
平成23年3月12日	5時44分	福島第一	国が半径10km圏内に避難指示
	7時45分	福島第二	原子力緊急事態宣言発令
			国が半径3km圏内に避難指示
			国が半径10km圏内に屋内退避指示
	17時39分	福島第二	国が半径10km圏内に避難指示
	18時25分	福島第一	国が半径20km圏内に避難指示
平成23年3月15日	11時00分	福島第一	国が20～30km圏内に屋内退避指示

Ⅱ （「避難指示区域はどのように変わっていったの？」 その2）

少しずつ外に漏れた放射性物質の量が分かるようになって、緊急時の被ばく状況で放射線から身を守るための国際的な基準値（年間20～100ミリシーベルト）を参考にしながら、3つの避難区域を決めたんだ。（平成23年4月22日）

まず、事故後1年間の被ばく線量の合計（積算線量）が20ミリシーベルトになりそうな区域のうち、第1原発から20km圏外の区域を“計画的避難区域”として決めて、国が区域の中に暮らす方々に対して避難してもらうことを求めたんだよ。

次に、第1原発から20～30km圏内を“緊急時避難準備区域”として、緊急時に屋内退避か避難してもらう区域に決めたんだ。

最後に、第1原発から20km圏内は例外をのぞき立ち入りを禁止する“警戒区域”に決めたんだよ。

だから、“計画的避難区域”と“警戒区域”に決まった区域に住んでいた方々は別な場所に避難しなくてはいけなくなったんだ。

● 避難区域の状況（平成23年4月22日時点）



— 警戒区域 —

富岡町、大熊町、双葉町のそれぞれ全域、田村市、南相馬市、楡葉町、川内村、浪江町、葛尾村のそれぞれ一部

— 計画的避難区域 —

浪江町、葛尾村の警戒区域を除いた区域、飯舘村全域、南相馬市の警戒区域を除いた一部、川俣町の一部

— 緊急時避難準備区域 —

広野町・楡葉町・川内村、および田村市と南相馬市の一部のうち、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏外の地域

平成23年9月30日に解除

(避難指示の範囲は最大で半径 20 km圏に拡大しましたと記載した意図について)

本リーフレットは、より多くの皆さまに手に取っていただけるよう、福島第一原発事故等を踏まえて大きく変わった柏崎刈羽原発の安全対策・防災対策のポイントを記載しています。

安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っていただくきっかけにさせていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、3ページ上段では、6～7ページにおいて紹介している防災対策の背景となった問題点（3ページ中段）が生じた、福島第一原発事故からおおむね1か月の間の状況を端的に記載しているものであり、委員ご指摘の飯舘村を含めた区域が、平成23年4月22日に計画的避難区域（事故発生から1年以内に積算線量が20mSvに達するおそれがあるため、住民等に概ね1か月を目途に別の場所に計画的な避難を求める区域）に指定されたことについては記載できませんでした。

一方で、リーフレットをきっかけとして、より詳しく知りたい方に詳細な情報をお届けすることも重要と考えていることから、リーフレットに記載した内容について、より詳しく知っていただけるリンク集「もっと知りたい安全対策・防災対策」を県ホームページに設けており（4月30日公開）、今後も随時更新することとしています。

飯舘村を含む計画的避難区域の指定についても、福島第一原発事故に関する事実として、関連するホームページ^{*}を県のホームページのリンク集に掲載しています。

※ リンク集「もっと知りたい安全対策・防災対策」において、福島県ホームページ ふくしま復興情報ポータルサイト内の「福島第一原発事故による避難区域の変遷について」を掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bosai/anzen-bosai-leaflet.html>

質問3 (P3) 避難時に問題は起こらなかったの？

「避難は困難を極めました」となった原因は、「避難指示の範囲が拡大」したからだというのは本末転倒で、混乱を極めたのは事故により原発の状況が深刻化したからにはほかならない。「双葉病院」は原発から3.5kmで、その犠牲は、「避難指示の範囲の拡大」によるものではなく、深刻な事故とその混乱の中で、そもそも救出が遅れたこと、避難に伴う人手の確保や十分なケアができなかったことなどによるものではないのか？

避難範囲の拡大が犠牲の原因だとするのは、問題の核心をずらそうとするものではないのか？

回 答

(福島第一原発事故による犠牲の原因を避難範囲の拡大としていることについて)

避難指示の範囲の拡大によらない被害が発生したことは、委員ご指摘のとおりですが、本リーフレットは、より多くの皆さまに手に取っていただけるよう、福島第一原発事故等を踏まえて大きく変わった柏崎刈羽原発の安全対策・防災対策のポイントを記載しています。

安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っていただくきっかけにさせていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、3ページ中段では、「避難指示の範囲の拡大により、何度も避難先が変わったこと」「あらかじめ避難先や移動手段を決めていなかったこと」など、6～7ページにおいて紹介している防災対策の背景となった点を記載しており、この他、委員ご指摘の「救出が遅れたこと」や「避難に伴う人手の確保や十分なケアができなかったこと」などを含め、福島第一原発事故の際に生じた様々な事象については記載できませんでした。

一方で、リーフレットをきっかけとして、より詳しく対策について知りたい方に詳細な情報をお届けすることも重要と考えていることから、リーフレットに記載した内容について、より詳しく知っていただけるリンク集「もっと知りたい安全対策・防災対策」を県ホームページに設けており（4月30日公開）、今後も随時更新することとしています。

質問4 (P5) 格納容器破損防止対策(フィルターベント)

フィルターベントで放射性ヨウ素の放出は50分の一になると書かれているが、福島での放射性ヨウ素の放出量は東電の算定でも500ペタベクレル、それが50分の一になったとして10ペタベクレル、1の後に0が16個並ぶ。この量が放出されても、住民の健康に問題はなくこの装置は極めて有用だと新潟県は考えているのか？

当然だが希ガスは100%透過する、その主体は空気より重い放射性キセノンなどであることをなぜきちんと記載しないのか？

回答

(放射性ヨウ素について)

東京電力は、福島第一原発事故が発生した2011年3月中の放射性物質の大気中への放出量は、ヨウ素131が500PBq(ペタベクレル)程度と推定していますが、住民の健康への影響については、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の2020年/2021年報告書では、事故後1年間の福島県内の甲状腺吸収線量の推定値は0.48~30mGy(ミリグレイ)とされており、また、福島の住民に放射線被ばくによる健康影響は見られておらず、将来的にも見られる可能性は低いとされています。

事故当時、福島第一原発にフィルタベント設備は設置されていませんでしたが、福島原発事故独立検証委員会(民間事故調)の調査・検証報告書では、設置されていた場合、放出される放射線量が減少した可能性があるとしてされています。

放射性物質が放出されないよう安全対策をしっかりと行うことが第一と考えておりますが、万一、様々な安全対策設備が機能しなくなり、放射性物質を放出しなければならぬ際には、フィルタベント設備は住民の被ばくを低減させる有用な設備であると考えています。

(希ガスについて)

本リーフレットでは、より多くの皆さまに手に取っていただけるよう、福島第一原発事故等を踏まえて大きく変わった柏崎刈羽原発の安全対策・防災対策のポイントを記載しています。

安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っていただくきっかけとしていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面で

のご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、安全対策・防災対策の現状と、対策が必要となった背景のポイントをご紹介しているところであり、このほかの関連する様々な情報については記載できませんでした。

なお、希ガスについては、主に放射性プルーム（発電所から大気に放出される放射性物質を含む雲や気流）が通過する際の外部被ばくが問題となりますが、令和7年度に行った被ばく線量シミュレーションにおいて、キセノンなども含め影響を確認し、放射性物質が放出される前にPAZの住民が予防的に避難等を行うことで、国際原子力機関（IAEA）の基準を上回る被ばくを避けることができると見込まれています。

この被ばく線量シミュレーションの結果をとりまとめた報告書で、希ガスを含む放射性物質の放出量等を示しており、リーフレット8ページのQRコードから報告書を掲載したホームページをご覧くださいのようにしています。

質問5 (P5) 水素爆発防止・原子炉建屋破損防止対策

ブローアウトパネルが自動的に開くように（本来そういうものだった）して、場合により強制的に開くようになったとされている。ブローアウトパネルが開けば、建屋内の気体の放射性物質はそのまま外気に放出される。住民を被曝させても建屋は護るという装置であることを認識しているのか？安全装置の一部は住民を被曝させても建屋を守る装置だということか？

回 答

（ブローアウトパネルの機能等について）

ブローアウトパネルは、高温高压の蒸気や水素爆発による損傷から原子炉建屋を守ることだけを目的としたものではなく、建屋の損傷を防ぐことで放射性物質の大量放出を防止し、被ばくを低減することで住民を守るための装置であると認識しています。

リーフレットでは、安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っていただくきっかけとしていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、5ページでは、「圧力を逃がす」、「水素を排出する」という2つの大きな機能を端的に記載しています。

これらブローアウトパネルの機能について、詳しくご説明しますと、1つ目の「圧力を逃がす」機能は、原子炉の蒸気を通す配管が損傷する事故が発生した際にブローアウトパネルを開放し、原子炉建屋等が高温高压の蒸気により損傷することを防ぐものです。この場合、炉心（燃料）は損傷していないため、周辺住民の被ばく線量は最大でも0.051mSvであると東京電力は評価し、原子力規制委員会が評価の妥当性を確認しています。なお、この値は、検診での胸部X線検査1回あたりの被ばく線量0.08mSv（出典：環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料（令和7年度版）P63」）を下回ります。

2つ目の「水素を排出する」機能は、万一炉心が損傷した場合、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止のためブローアウトパネルを開放し、水素濃度を下げるものです。この場合、炉心損傷が判明するまでには全面緊急事態に移行しており、PAZ住民には、国から即時避難の指示が発出されています。また、開放は炉心損傷から少なくとも7日以降と東京電力が評価しており、原子力規制委員会が評価の妥当性を確認しています。

ブローアウトパネル開放に至る前段階においても、リーフレットにも記載している水素処理設備やフィルタベントによる、複数の水素爆発の防止対策が講じられており、

ブローアウトパネルは、これらの対策が全て機能しなかった際に、原子炉建屋の損傷や放射性物質の大量放出といった、より重大な事態を防ぐための安全対策として設けられているものと考えています。

質問6 (P5) 一番下 このほかにも更なる電源・・・

テロリズムなどへの対策が進められているとしているが、対策（特重）はまだ未完成である。規制庁にも繰り返し質問したが、猶予期間の長さ、さらなる延長で、特重なしで運転することに住民が納得できる説明がされていない。

本リーフレットの1ページには「稼働にあたっては・・・対策が求められています」と書いており、求めに応じた対策ができなければ稼働できないということを記載している。なくても稼働できるのであれば「稼働にあたっては・・・対策が求められている」と書くことは（意図的に）誤解させるものではないか？

回 答

（特定重大事故等対処施設について）

委員ご指摘のとおり、柏崎刈羽原発6、7号機の特定重大事故等対処施設（以下、「特重設」という。）は完成していませんが、特重設はテロリズムへのバックアップ対策のための施設であり、原子力規制委員会において完成までの猶予期間が設けられています。6号機については、この猶予の下、再稼働が認められたものと認識しています。

リーフレットでは、安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っていただくきっかけとしていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、できるだけ読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、1ページでは、新規制基準で新たに求められた安全対策のポイントを端的に記載するにとどめ、猶予期間については記載できませんでしたが、5ページに「テロリズムへのバックアップ対策が進められています。」と記載し、特重設によるテロ対策が現在進められていることをご紹介します。

なお、航空機の衝突やテロリズムに対処するための機能について、原子力規制委員会は、重大事故等対処施設・設備として設置してある大容量送水車や代替熱交換器車などの可搬型設備等により既に備えられているとし、特重設は更なる安全性向上のためのバックアップ施設の位置付けであり、審査、工事等に一定の期間が必要なことから、猶予期間を設けています。

柏崎刈羽原発6、7号機については、原子力発電所の安全性について一元的な権限と責任を有する原子力規制委員会が新規制基準に適合していることを確認していることに加え、県の技術委員会において、安全性について現時点で特に問題となる点はない、あるいは原子力規制委員会の判断を否定するものではないと結論付けた報告書

をとりまとめており、安全性は確認されたものと考えています。

質問7 (P6) 避難などについて

避難計画の問題点については、過去何回も問題点を指摘してきたが、同じ質問を繰り返さなければならない記載内容である。避難計画の本当の問題点を県民に知らせたくないのではないか？

- ・バスタクシー協会との出動時被曝量制限の問題
- ・ドライバーの確保、バスなどの台数不足の問題
- ・避難路が使えないときにヘリや船を使うというが、どの程度の人員を輸送できるのか？ 冬の大荒れの日を想定すればヘリコプターはもちろん、船の運航も困難である。
- ・避難が困難な複合災害の際には、PAZ も含め屋内退避の方針となったことが記載されていない。

回答

本リーフレットは、昨年9月に行った県民意識調査において、柏崎刈羽原発の安全対策や事故に備えた防災対策について、県民に十分認知されていない状況が明らかになったことから、福島第一原発事故等を踏まえ、安全対策や防災対策がどのように強化されたのか等を分かりやすくご紹介するために作成したものです。

より多くの皆さまに手に取っていただけるよう、福島第一原発事故等を踏まえて大きく変わった柏崎刈羽原発の安全対策・防災対策のポイントを記載しています。

安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っていただくきっかけにさせていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、福島第一原発事故の教訓を踏まえて大きく変わった対策の主なポイントをご紹介しているところであり、委員ご指摘の点を含め避難計画に関連する上記以外の様々な内容については記載できませんでした。

一方で、リーフレットをきっかけとして、より詳しく知りたい方に詳細な情報をお届けすることも重要と考えていることから、リーフレットに記載した内容について、より詳しく知っていただけるリンク集「もっと知りたい安全対策・防災対策」を県ホームページに設けており（4月30日公開）、今後も随時更新することとしています。

なお、委員ご指摘の点について、それぞれ以下のとおりお答えします。

(バス協会、タクシー協会の出動時における被曝量制限について)

新潟県バス協会や新潟県ハイヤー・タクシー協会との協力協定においては、協会と

の協議の結果、他の立地地域の協定と同様に、協力いただける従事者の被ばく線量の上限を1 mSvとしています。

その上で、万一の原子力災害時には、従事者の業務実施による被ばく線量の予測を行い、被ばく線量が1 mSvを超える恐れがある場合は、自衛隊に協力を要請することとしています。

(ドライバーやバスなどの確保について)

県広域避難計画では、住民の避難手段を、原則、自家用車としていますが、自家用車で避難できない住民は、一時集合場所からバスで避難することとしています。

バスや運転員が不足する場合は、隣接県等に協力を求めることや国が調達することで必要数を確保することとしており、車等による避難が困難な場合には、船舶、ヘリコプター等、あらゆる手段を用いて必要な輸送能力を確保することとしています。

なお、国の対応については、国、県、市町村等が参集した令和7年6月の柏崎刈羽地域原子力防災協議会において、防衛省が関係省庁と連携しつつ、いかなる事態においても求められる役割を十分果たし、適切に各種支援を行うこと、また、複合災害時においても、各種事態に備え対処体制を維持しつつ、原子力災害対応を行うことを確認しています。

(避難路が使えない場合のヘリコプターや船による輸送可能人員。冬季の荒天時におけるヘリコプターや、船の運航について)

ヘリコプターや船舶での住民輸送については、自衛隊等の実動組織が対応を行いますが、防衛省は、能力を推定されるおそれがあることなどから、自衛隊の具体的な輸送力等を示していません。

また、荒天時の避難については、国の「防災基本計画」(P297)において、「自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本」としていることから、令和7年6月に策定された「柏崎刈羽地域の緊急時対応」においても、航空機や船舶の運航が困難な天候時は屋内退避を優先し、天候が回復し、安全に避難できることが確認された後に速やかに避難していただくこととしています。

この対応については、国、県、市町村等が参集した令和7年6月の柏崎刈羽地域原子力防災協議会において、防衛省が関係省庁と連携しつつ、いかなる事態においても

求められる役割を十分果たし、適切に各種支援を行うこと、また、複合災害時においても、各種事態に備え対処体制を維持しつつ、原子力災害対応を行うことを確認しております。

県としましては、国や市町村、関係機関と連携し、様々な想定による訓練を実施することによって、原子力災害時における対応力のさらなる向上を図っていきます。

（避難が困難な複合災害の際にPAZも含め屋内退避の方針となった点の記載について）

委員ご指摘の複合災害時により避難が困難な場合のPAZにおける対応については、国の「防災基本計画」(P297)において、「自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本」としていることから、令和7年6月に策定された「柏崎刈羽地域の緊急時対応」においても、航空機や船舶の運航が困難な天候時は屋内退避を優先し、天候が回復し、安全に避難できることが確認された後に速やかに避難していただくこととしています。

本リーフレットでは、前述の通りできるだけ読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。

質問 8 (P7) 放射線防護対策施設

放射線防護対策施設では、希ガスは100%入ってくる事が記載されていない。

放射線防護施設では3日程度の食糧備蓄などがされているとのことだが、国の言うように1週間程度、場合によっては更に長期の支援体制が不明である。要介護者等の介護者の確保なども確定されていない。

ほかの部分もそうだが、対策の問題点には一切触れなくて、県が宣伝したい部分だけをつまみ食いの的に拾い上げ、強調している。事実を正しく伝えなくて、県民の正しい理解が得られると県当局は考えているのか？

回答

本リーフレットは、昨年9月に行った県民意識調査において、柏崎刈羽原発の安全対策や事故に備えた防災対策について、県民に十分認知されていない状況が明らかになったことから、福島第一原発事故等を踏まえ、安全対策や防災対策がどのように強化されたのか等を分かりやすくご紹介するために作成したものです。

より多くの皆さまに手に取っていただけるよう、福島第一原発事故等を踏まえて大きく変わった柏崎刈羽原発の安全対策・防災対策のポイントを記載しています。

安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っていただくきっかけにさせていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、放射線防護対策施設については、機能の概要をご紹介しているところであり、委員ご指摘の点も含め施設に関する様々な情報は記載できませんでした。

一方で、リーフレットをきっかけとして、より詳しく知りたい方に詳細な情報をお届けすることも重要と考えていることから、リーフレットに記載した内容について、より詳しく知っていただけるリンク集「もっと知りたい安全対策・防災対策」を県ホームページに設けており（4月30日公開）、今後も随時更新することとしています。

なお、委員ご指摘の点について、それぞれ以下のとおりお答えします。

(放射線防護対策施設への希ガスの流入について)

希ガスについては、主に放射性プルーム（発電所から大気に放出される放射性物質を含む雲や気流）が通過する際の外部被ばくが問題となりますが、令和4年度に内閣府が公表した報告書^{*}によれば、放射線防護対策施設のような鉄筋コンクリート

造で陽圧化換気を行った建屋に屋内退避した場合、陽圧化により屋内に流入する希ガスはわずかに増加するものの、7日間の積算被ばく線量（希ガスを含む）は、屋外滞在時に比べ9割以上低減できると示されています。また、令和7年度に県が行った被ばく線量シミュレーションにおいて、希ガスなども含め影響を確認し、放射性物質が放出される前にPAZの住民が予防的に避難等を行うことで、国際原子力機関（IAEA）の基準を上回る被ばくを避けることができると見込まれています。

なお、リーフレット8ページのQRコードから県の被ばく線量シミュレーションの報告書を掲載したホームページをご覧くださいのようにしています。

※（内閣府の報告書）

- 「原子力災害発生時の防護措置—放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避—」P8～33

https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/shiryou/pdf/02_okunai_zantei_r5.pdf

（1週間を超える場合の食料備蓄に関する支援体制、介護者の確保について）

放射線防護対策施設では、屋内退避者のための食料及び生活物資等を3～7日分を目安に備蓄しており、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、国、県、市町村及び東京電力が物資を供給することとしています。

また、避難を実施することにより健康リスクが高まる方等の屋内退避時には、社会福祉施設の入所者については施設の職員が、在宅の避難行動要支援者についてはその支援者が要配慮者とともに屋内退避することとしています。

質問9 (P7) 道路の整備を進めています

これから始まる道路工事の話で、まだ完成してないので避難の確実性は高まらない。

これから工事を始める道路について、避難路が確保されるから再稼働しましょうというのは、工事と再稼働の順序が逆ではないのか？

回 答

避難路について、県や市町村の避難計画では、既に整備してある道路の中から、主な避難経路を複数設定し、万一の原子力災害時には、これらの道路により避難することとしています。

現在進めている避難路の整備は、新たな道路を整備するものではなく、その多くは地震や豪雪などの自然災害に対して、既にある道路をより強くし、安全性をより高めるために整備を進めているものです。

質問 10 最後に全体として

・特重といい、放射線防護対策施設、避難経路、屋内退避環境整備といい、運転するための前提条件を列挙しているが、なにか一つ完成していない。これで有効な対策ができていくことになるのか？

・安全対策として挙げられている多くの対策について、個別に有効性に疑問が呈されている点についての記述が全く見られない。

・避難時の渋滞が絶望的にひどく、避難に長時間を要するという「避難に関するシミュレーション」や、福島事故の1万分の1程度の放射性物質放出量で、住民の被曝量が1週間で最大100 mSv程度になるという「被曝シミュレーション」については、新潟県が行ったシミュレーションなのに、全く触れてないのは何故か？

以上、完成がいつになるかわからないような対策を挙げて、あたかも安全性が高まるかの印象を県民に抱かせ、対策の良い面だけを強調し、問題が指摘されている点には触れず、再稼働のためにあまり肯定的でない結果が示された県のシミュレーションには触れないという姿勢は、実体のない対策で安心感を醸し出そうとするものであり「県民の理解」を求める正しい姿勢だとは思えない。本リーフレットは、県民に原発は安全という刷り込みを行うための巧妙な世論対策であり、行政府として決してやってはいけない事なのではないか。

回 答

本リーフレットは、福島第一原発事故等を踏まえて大きく変わった柏崎刈羽原発の安全対策・防災対策のポイントをご紹介する趣旨で作成したものであり、それ以外の意図はありません。

県としては、原子力発電に関する安全性の向上や、防災対策の実効性を高める取り組みに終わりはないものと考えており、国に対し、新たな知見が得られた場合の速やかな安全性の再確認、避難路や屋内退避施設の整備促進など、必要な対応を要望しているところです。

なお、これまでの質問への回答と重複する内容もありますが、委員ご指摘の点について、それぞれ以下のとおりお答えします。

(特重設について)

委員ご指摘のとおり、柏崎刈羽原発6、7号機の特重設は完成していませんが、航空機の衝突やテロリズムに対処するための機能について、原子力規制委員会は、重大事故等対処施設・設備として設置してある大容量送水車や代替熱交換器車などの可搬型設備等により既に備えられているとし、特重設は更なる安全性向上のため

のバックアップ施設の位置付けであり、審査、工事等に一定の期間が必要なことから、猶予期間を設けています。

(避難経路について)

避難路について、県や市町村の避難計画では、既に整備してある道路の中から、主な避難経路を複数設定し、万一の原子力災害時には、これらの道路により避難することとしています。

現在進めている避難路の整備は、新たな道路を整備するものではなく、その多くは地震や豪雪などの自然災害に対して、既にある道路をより強くし、安全性をより高めるために整備を進めているものです。

(放射線防護対策施設・屋内退避環境整備について)

放射線防護対策施設については、令和8年4月時点で柏崎市、刈羽村、出雲崎町の18箇所で整備されています。

なお、国の放射線防護対策等事業では、原子力発電所から概ね10km圏内を対象地域としていますが、令和6年の本県の要望を受け、本県のUPZ全域で、放射線防護対策施設の整備を可能となりました。

また、ご自宅で屋内退避できない場合に学校体育館で屋内退避できるよう、PAZ及びUPZ内の学校体育館について、国は、当面5年で50か所程度を目途に、窓枠等の補強、外壁や屋根等へのカバーを設置して気密性を向上する工事や空調等の屋内退避環境の整備を行うこととしており、本県では、今年度、小中学校24校の体育館で設計・工事に着手しています。

(安全対策について)

本リーフレットは、安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っていただくきっかけとしていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、できるだけ読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、安全対策・防災対策の現状と、対策が必要となった背景のポイントをご紹介します。

ているところであり、この他の関連する様々な情報については記載できませんでした。

なお、柏崎刈羽原発6、7号機については、原子力発電所の安全性について一元的な権限と責任を有する原子力規制委員会が新規制基準に適合していることを確認していることに加え、県の技術委員会において、安全性について現時点で特に問題となる点はない、あるいは原子力規制委員会の判断を否定するものではないと結論付けた報告書を取りまとめており、安全性は確認されたものと考えています。

（県が行ったシミュレーションについて）

本リーフレットは、安全対策や防災対策について詳しくご存じでない方にも、まずは対策の概要を知っていただくきっかけとしていただきたいと考えたこと、また、手に取って読んでいただくためには、できるだけ読みやすい分量とする必要があったことから、限られた紙面でのご紹介にならざるを得ませんでした。そのため、安全対策・防災対策の現状と、対策が必要となった背景のポイントをご紹介しているところであり、シミュレーションの結果など関連する様々な情報については記載できませんでした。

なお、令和2年度に実施した避難に関するシミュレーション（原子力災害時避難経路阻害要因調査）については、原子力災害時に市町村の避難計画に示されている避難経路を利用して自家用車やバスで避難先まで避難した場合に、どのような場所で渋滞が発生するかを把握し、より円滑に避難するための対策を検討するために実施したものです。調査で推計された避難時間は、公表時の資料において、「避難時間は、本資料で示す条件のもと推計された時間であり、渋滞箇所を特定しやすくするため、交通に強い負荷をかけシミュレーションを行っていることから、実際の避難に要する時間とは異なる。」とお示ししているとおおり、実際の避難に要する時間とは異なるものですが、そうした説明を含め、調査結果について、県ホームページで公表しています。*

また、令和7年度に実施した被ばく線量シミュレーションについては、原子力災害時における避難や屋内退避等の効果を示すことにより、避難計画に対する理解向上を図ることを目的に実施したものであり、避難等を行うことで、IAEAの基準を上回る被ばくを避けることができると見込まれました。この結果について県ホー

ムページで公表するとともに、リーフレット8ページのQRコードから当該ホームページをご覧いただけるようにしています。

※ 原子力災害時避難経路阻害要因調査

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/hinankeirosogaiyouintyouusa.html>

原子力災害時避難経路阻害要因調査の結果 HP

令和8年6月3日
新潟県

「地域の会」委員質問への回答

〈星野俊彦委員〉

第275回例会に於ける新潟県の対応と姿勢について下記の質問（2点）への回答を求めます。

新潟県発行の「柏崎刈羽原子力発電所の安全対策・防災対策の現状をまとめたリーフレット」をめぐる議論の経過

（時系列で）

- ・第274回例会で新潟県は前回以降のうごきの説明で「柏崎刈羽原子力発電所の安全対策・防災対策の現状をまとめたリーフレット」を作成し配布を始めたと報告した。（会にリーフレットの配布は無かった）
- ・その後の本間委員の質問に対し石川課長は「今、みなさんのところに配布がございませんで」「今、ちょうど私の手元に1枚あるんですが」と1部を示し「リーフレットの3ページに福島事故を踏まえて……」とリーフレットの内容に関わる説明をした。この時、他の委員はリーフレットが配布されていないために本間委員の指摘と石川課長の回答の内容を精査して理解を深める事ができなかった。
- ・この例会の休憩時間に竹内委員が石川課長に対して説明に関係するリーフレットを資料として配布しないのは地域の会の趣旨と運営の障害となり不適切であると強く指摘して石川課長に改善を求めた。
- ・第274回例会の後、本間委員は県のリーフレットの内容に関して質問書を提出した。
- ・第275回例会で新潟県は本間委員の文書提出の質問が広範であるとの理由で、その回答を次回（第276回例会）に先延ばしする事を一方的に表明した。
- ・これに対して本間委員は質問書の回答が遅れる事と前回の竹内委員の指摘にも拘わらず今だにリーフレットを配布しないのはおかしいと指摘し説明を求めた。
- ・石川課長「本間委員への回答は次回例会に提出する。リーフレットもその時に一緒に出す」と回答した。
- ・これに対して私（星野）は「前例会でリーフレットを配布しなかった事は、竹内委員から厳しい指摘があったのに、今日も配布しないのはなぜか？おかしいと思う」と質問した。
- ・石川課長は「本間委員への回答と一緒に出す」と言う回答を繰り返す事に終始した。
- ・私は更に、既に全県配布を始めているリーフレットをこの地域の会には配布しない理由の説明を求めた。
- ・石川課長は同じ回答を繰り返し、理由の説明は全くしよとしないかった。
- ・私は論点を外して質問に答えようとしない県（石川課長）の不誠実な姿勢に抗議して退席した。

何が問題なのか

- 1, 前回例会で竹内委員から説明や議論の材料になる資料（この場合リーフレット）を事前に配布しない事は地域の会の運営に支障となるから改善するように指摘を受けていた。
- 2, にも拘わらず、今回例会でもリーフレットの配布を怠った。
- 3, この怠慢と不誠実を指摘されても「次回に本間委員への回答と一緒に出す」とすり替えた答弁

を繰り返した。

4. 竹内委員は、地域の会の運営に必要な資料を委員全員に配布しない不備を指摘したのであって、本間委員への回答提出とは関係の無い別の問題提起なのである。

5. これは新潟県が地域の会を「どのように位置づけているのか」を問う本質的な問いである。

質問2つ（県知事名での回答を求めます）

1. 新潟県は地域の会をどのように位置づけているのかをお聞きしたい。

2. 「柏崎刈羽原子力発電所の安全対策・防災対策の現状をまとめたリーフレット」を地域の会に資料として配布しない正当な理由をご説明頂きたい。

回 答

地域の会でいただくご質問につきましては、これまでも、県としての考え方を整理し、「新潟県」名で回答しております。今回のご質問につきましても、県としての考え方を、以下のとおり回答いたします。

（質問1）

地域の会は、発足以降、会則にもありますように、柏崎刈羽原子力発電所の安全性・透明性確保に関する事業者の取り組み、並びに国及び関係自治体の活動状況等を、継続して確認・監視し、提言等を行うため、様々な立場の住民の皆様が互いの意見を尊重し議論を重ねてこられた場であり、立地地域の住民の皆様の声を伺うことのできる重要な機会であると考えております。

県としては、安全対策や防災対策などの取組について、丁寧な説明と情報提供に努めてまいりたいと考えております。

（質問2）

地域の会へのリーフレットの配布のタイミングについて、4、5月の定例会や運営委員会において、竹内委員からリーフレットを配布すべきという旨のご指摘をいただいたところです。県としては、本間委員からのご質問への回答と併せて配布することが、委員の皆様への理解に資すると考えたことから、6月定例会の場において配布すると回答したところですが、関係自治体の活動状況等を確認するという地域の会の目的を踏まえれば、県の施策についてより丁寧にご説明すべきであり、リーフレットの作成後、速やかに地域の会において配布することが、望ましい対応であったと考えております。

今後は、安全対策や防災対策などの取組について、丁寧な説明と情報提供に努めてまいりたいと考えております。